

鹿児島市ホームページバナー広告作成基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鹿児島市ホームページ広告掲載要領第4条の規定に基づき、鹿児島市ホームページに掲載するバナー広告の規格について、必要な事項を定めるものとする。

(サイズ、形式、容量)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横140ピクセル
- (2) 形式 GIF (アニメーションGIF及び透過GIF不可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 6KB以下

(禁止表現)

第3条 次の表現は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用しない。

- (1) 画面操作を連想させる表示(「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」など)
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(テキスト入力可能なように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区別)

第4条 閲覧者が市に関する情報であるかのように混同するおそれがある次のような表現は使用しない。

- (1) 鹿児島市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「市民参画」「生涯学習」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が鹿児島市の事業と誤解しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を用いる場合には、文字が読みやすくなるように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(聴覚的方法の併用)

第7条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザで読み上げる際の代替情報を付加するものとする。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。